

広島県告示第八百五十七号

昭和五十二年広島県告示第四百五号（航空機騒音に係る環境基準の類型指定）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十一月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

本文中「環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令（平成五年政令第三百七十一号）第二項」を「環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第二項第二号ロ」に改める。

表の広島西飛行場の項を削る。

附 則

この告示は、平成二十四年十一月十五日から施行する。